

行政情報告知端末の運用終了について

これまで行政情報配信ツールの一つとして使用してきた「行政情報告知端末」ですが、5年程前に更新時期を迎え利用開始から15年経過し機器の保守限界を超えたこと、また高額な更新費用となることから、**令和6年度末をもって運用を終了**することになりましたので、お知らせいたします。

情報通信環境が未整備の世帯への支援について

町では、行政情報告知端末の運用を終了することによって、町からのデジタル情報を受けることが出来ない世帯に対して支援を行います。支援対象世帯・要件・支援内容等については、次のとおりです。

支援対象世帯

行政情報告知端末を設置している世帯
(行政情報告知端末の設置世帯を1世帯)

支援対象世帯把握調査

情報通信環境が未整備世帯の把握、支援対象世帯の支援希望有無の確認及び補助申請支援のため、現在、**行政情報告知端末を設置している世帯に調査**を行います。調査方法は次のとおりです。

調査目的

- ・ 情報通信環境が未整備の世帯を把握するため
- ・ 支援対象世帯の支援希望有無を確認するため
- ・ 補助申請支援を行うため

調査対象

現在、行政情報告知端末を設置している世帯

調査方法

郵送調査

調査時期

令和6年7月(予定)



要件

令和6年4月1日現在において、

次の①②③の全てに該当する世帯が対象

- ① 情報通信環境(※1)が未整備の世帯
- ② テレビを所有していない世帯
- ③ 世帯を構成する者全員がそれぞれインターネット回線(※2)を利用していない世帯

支援内容・助成額

令和6年度中に新たに情報通信環境を整備した世帯に対して、**1世帯当たり上限6万円を支給**

その他

補助申請時において、契約書類等により要件確認を行います。

- ※1 情報通信環境とは、光回線及びLTE回線等によりインターネットが利用できる通信環境(無線LAN環境(ポケットWiFi)含む)
- ※2 インターネット回線とは、LTE回線等(主にスマートフォン)によりインターネットが利用できる通信回線

補助金支給までの流れ

1 支援対象世帯把握調査

- ・ 令和6年7月(予定)、行政情報告知端末設置世帯に調査表が届く
- ・ 支援対象世帯の要件を確認
- ・ 支援希望の場合、調査表に必要事項を記入のうえ返信

2 補助申請受付

- ・ 調査で把握した支援対象世帯に、補助申請関係書類が届く
- ・ 申請書等に必要事項を記入のうえ役場へ提出

3 書類審査・要件確認

- ・ 申請書類等の審査及び必要に応じて現地確認等

4 補助金支給

- ・ 申請書類及び要件確認後、補助金(上限6万円)支給